

健生食監発 0105 第 4 号  
令和 8 年 1 月 5 日

各 都 道 府 縿  
保健所設置市  
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」の一部改正について

機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供に際しては、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」(令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、消費者庁食品衛生基準審査課連名通知) の別紙様式（以下「情報提供票」という。）を用いることとしている。

今般、「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」(令和 6 年 5 月 31 日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合)において示された「情報提供のDX化」を踏まえて情報提供票の様式を見直したことに伴い、「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」(令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知) の別添の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 2 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、関係者への周知及び適切な対応をお願いしたい。